特別清算開始

平成２３年（ヒ）第５号
新潟県上越市川原町10番38号
清算株式会社　川原管財株式会社
代表清算人　前川　秀樹
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所高田支部

監督命令取消

平成２３年（再）第１号
京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670　京都フクトクビル８階
再生債務者　株式会社シーエーエム
主文　平成23年３月２日にした監督命令を取り消す。
平成23年５月10日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第７号
名古屋市中川区十番町６丁目７番地７
再生債務者　メイホウフーヅ株式会社
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年６月28日から平成23年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
北海道標津郡中標津町字当幌1323番地４
再生債務者　中畑建設株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月28日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年５月９日　　釧路地方裁判所民事部

平成２２年（再）第２号
山口県下関市川中本町２丁目１番11号　川中アパート203号
再生債務者　貝原　祐司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年５月９日　山口地方裁判所下関支部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
埼玉県川越市中原町１丁目12番地の１
再生債務者　医療法人廣瀬病院
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年５月10日
さいたま地方裁判所川越支部

再生計画変更

平成２０年（再）第１号
宮崎県延岡市大武町5453番地８
再生債務者　株式会社アイアン
1　主文　平成21年２月23日に認可された再生計画を平成23年３月７日付け変更再生計画案のとおり変更する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された変更再生計画案には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年５月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１５号
北海道釧路郡釧路町柏東７丁目68番地
再生債務者　富高　真悟
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月15日から平成23年６月22日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（再イ）第１７号
釧路市新橋大通３丁目１番２号
再生債務者　大山　実久
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月15日から平成23年６月22日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（再イ）第１３号
福島県郡山市緑ケ丘東７丁目９番地の12
再生債務者　平塚　仁志
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月14日から平成23年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再イ）第７４号
さいたま市西区大字宝来1685番地10　ドリームハイツ201号
再生債務者　藤原　宗樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月15日から平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２２号
埼玉県越谷市御殿町３番49号
再生債務者　谷田部　稔
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月15日から平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第５７号
大阪府枚方市松丘町37―15　レオネクストＯＨＩ５―104
再生債務者　望月　慎一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月15日から平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第２０号
相模原市南区相武台団地１丁目６番９―31号
再生債務者　内藤　省吾
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月15日から平成23年６月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第５１号
名古屋市西区中小田井２丁目59番地　宝マンション中小田井607号
再生債務者　野村　壽紀
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月８日から平成23年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第７７号
愛知県瀬戸市南山町３丁目37番地の７
再生債務者　小島　幸司
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月８日から平成23年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３５号
愛知県岡崎市矢作町字[redacted]樹73番地１　レオパレスひそこＢ―107
再生債務者　石川　雅規
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月８日から平成23年６月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部